

湯沢町議会議員の定数について 意見をお寄せください

平成17年10月18日、議長から湯沢町議会の「議会運営委員会」に議員定数について、
下記のとおり諮問がなされ、現在検討しています。

10月28日に開催された議会運営委員会では、これについて
今後検討等の日程を決定しました。

◆ 今後の日程（予定）

1. 議会運営委員会で検討し、委員会としての案を作成する。
2. 議会運営委員会の案を議員全員が出席する議会全員協議会に諮る。
3. 18年3月定例議会までに議員定数を決定する。
4. 議員定数が改正されれば、次回の町議会議員選挙はその定数での選挙となります。

*現在、地方自治法上の湯沢町議員の上限定数は18名ですが、湯沢町は条例で16人と定めています。

◆ 今後の湯沢町における議員定数について、皆さんから御意見がありましたら湯沢町議会事務局にお寄せください。（氏名を記載のうえ、FAX・E-mail・封書等をお願いいたします。）

- 郵送 〒949-6192 湯沢町大字神立300番地 湯沢町議会事務局
- FAX 025-784-3510
- E-mail gikai@town.yuzawa.niigata.jp

（メールアドレスは湯沢町のホームページの湯沢町議会のトップページ及び湯沢町のホームページの行政情報の議会事務局にあります。）

*メールの場合は題名を「議員定数意見」と記載してください。

お問い合わせは、湯沢町議会事務局（Tel 025-784-3115）まで。

（諮問文 内容）

高橋 議会運営委員長 殿

平成17年10月18日

高野 議会議長

議員定数の検討について

南魚沼市の議員選挙が23日に行われ、議員定数が（六日町24・大和20・塩沢16）60人から30人体制となります。

湯沢町議会においては15年に定数を16人に減らしたばかりではありますが、町が合併しない方針を定め、その為の行財政改革で3年間で5億円を削減する方針を打ち出し、現実に町民に対して浴場料金の改定等による負担を強いている現状を踏まえれば、執行部もさることながら、議会も更なる改革を求められているものと考えます。

湯沢町議会におきましても16人を更に削減するとお話は出ていたところであり、今後の議会体制をどうすべきか検討していただくようお願いします。